

## 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 宮城県木材協同組合（以下「県木協」という。）は、宮城県県産材利用サステナブル住宅普及促進事業費補助金要綱（令和8年4月1日施行、以下「要綱」という。）に基づき、要綱第2第2項（1）県産材サステナブル住宅普及促進事業を実施するため、この要綱を定め、宮城県から交付を受けた補助金の範囲で、県産材利用サステナブル住宅普及促進事業費補助として交付するものとする。

### (定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「宮城県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。また、製材品、集成材、内装及び木製品については、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が宮城県産材であることを証明した木材製品でなければならない。
- (2) 「県産JAS製品」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内のJAS認証工場で加工した木材製品をいう。
- (3) 「優良みやぎ材」とは、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が品質、規格、産地及び合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品をいう。
- (4) 「県産森林認証材」とは、宮城県内のFM認証を受けた森林から伐採された原木を宮城県内のCOC認証工場で加工した木材製品をいう。
- (5) 「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋をいう。
- (6) 「木造住宅」とは、構造耐力上主要な部分が木造である住宅をいう。
- (7) 「新築」とは、更地に住宅を建てる場合、又は、既存の建築物を除去し、新たに住宅を建てることをいう。
- (8) 「一戸建」とは、1つの建物が1住宅であるものをいう。
- (9) 「主要構造部材」とは、土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太及び筋交いや根太等の代替に使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材をいう。
- (10) 「リフォーム」とは、既存の一戸建住宅等の増改築等を行うものをいう。
- (11) 「内装」とは、住宅内部の床面、壁面、天井面及び階段の仕上げ材として使用される木材をいう。
- (12) 「木製品」とは、木材で作られたテーブルや椅子、その他これに類する製品をいう。
- (13) 新築住宅支援の「事業完了日」は主要構造部が完成した日とする。ただし、内装木質化や木製品配備の申請をした場合は、補助対象経費の支払いが完了した日とする。
- (14) 住宅リフォーム支援の「事業完了日」は木工事が完了した日とする。
- (15) 「子育て世帯」とは、当事業で支援を受ける方が、0歳から中学校卒業までの子どもを養育している、もしくは事業完了までに養育することとなる世帯をいう。
- (16) 「県外からの移住世帯」とは、当事業で支援を受ける方が、現に県外に居住し、住宅の引き渡し後3ヶ月以内に当事業の申請地に転入する、もしくは申請日以前5年以内に県外から県内に転入した世帯をいう。

### (交付対象等)

第3 本補助金の交付対象となる事業種目は新築住宅支援及び住宅リフォーム支援とし、交付対象となる条件及び補助金額等は以下の通りとする。

- (1) 新築住宅支援：別記1のとおり
  - (2) 住宅リフォーム支援：別記2のとおり
- 2 宮城県産材、県産JAS製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材の使用については、確認調査を受けるものとする。
- 3 国又は地方公共団体が実施する住宅の木材費等の補助とは重複を認めないものとする。ただし、本事業との併用が認められている場合はこの限りでない。

(登録申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、登録申請書(別記様式第1-1号又は第1-2号)に下記に掲げる書類を添付し、理事長に申請しなければならない。

- (1) 建築確認済証(写し)
- (2) 木びろい表(別記様式第2-1号又は第2-2号、第2-3号)
- (3) 建築する住宅の位置図及び平面図

2 前項の申請は、建て方完了予定の1週間前までに申請しなくてはならない。

3 理事長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を審査し、別記様式第3号により、当該申請者に登録可否の結果を通知する。

(申請の廃止)

第5 補助事業者は、補助事業を廃止する場合においては、別記様式第8号により、廃止届を提出する。

(実績報告)

第6 第4に定める申請を行い、実施登録された申請者は、事業完了日から30日以内もしくは3月31日までに補助事業実績報告(別記様式第4-1号又は第4-2号)を以下の書類を添付の上、提出しなければならない。

- (1) チェックリスト(別記様式第5-1号又は第5-2号)
- (2) 木びろい表(実績)(別記様式第2-4号又は第2-5号、第2-6号、第2-7号)
- (3) 県税の納税証明書(申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。コピー不可)
- (4) 施工業者の建設業法の許可証の写し
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 世帯全員分の住民票(申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る、子育て世帯又は県外からの移住世帯で補助を利用する場合のみ)
- (7) 住宅の位置図・配置図・平面図・立面図
- (8) 主要構造部材の施工中及び施工が完了した写真
- (9) 内装等の施工中と施工完了後の写真(内装の補助を利用した場合)
- (10) 木製品配備の完了写真(木製品配備の補助を利用した場合)
- (11) 県産JAS製品表示の写真(県産JAS製品を使用した場合)
- (12) 優良品やぎ材のシールが分かる写真(優良品やぎ材を使用した場合)
- (13) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (14) 宮城県産材、県産JAS製品、優良品やぎ材及び県産森林認証材を使用したことを証明する書類

(額の確定等)

第7 前条の報告書が提出された場合において、その内容について審査し、相当と認めるときは交付する補助金額を確定するとともに、別記様式第6号により補助事業者に交付が決定したことを通知し、速やかに補助事業者が指定する口座へ振り込むものとする。

2 前項の審査の結果、交付しない決定をした場合は別記様式第9号により、補助事業者に通知する。

(書類等の整備)

第8 補助事業者は、本事業にかかる書類等については、事業の完了した翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金交付の取消し等)

第9 補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助要件に適合しなくなったとき

- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 規則、本要綱の規定に違反したとき

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記1：新築住宅支援（要綱第3第1関係）

第1 補助金の交付対象となる基準等

下記の要件項目を全て満たすこと。

- (1) 住宅について、県内に自ら居住用とする新築木造住宅であること。
- (2) 施工業者について、県内に本社又は支社若しくは支店があること。
- (3) 施工業者について、建設業法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている業者であること。
- (4) 事業の完了について、事業実施年度の3月31日までに主要構造部等の施工が完了し（内装等も申請する場合は対象経費の支払いが完了し）、宮城県産材、優良みやぎ材、県産JAS製品及び県産森林認証材の使用量が証明書、写真又は現地調査等で確認できる状態であること。
- (5) 木材使用量について、軸組工法の場合は主要構造部に県産材を60%以上、枠組壁工法の場合は主要構造部に県産材を30%以上使用すること。また、内装又は木製品の配備等については、工法を問わず、主要構造部の要件を全て満たした上で、県産材を1㎡以上使用すること。
- (6) 県産森林認証材を使用する場合は、森林認証制度等について理解を深める取組を行うこと。
- (7) 申請者について、県内に自ら居住する新築一戸建て木造住宅の施主であること。
- (8) 申請者について、県税の滞納がないこと
- (9) 申請者について、建築基準法における建築確認済証が交付済みであること
- (10) 申請者について、建設現場を見学会などの宮城県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できること

第2 補助金額と対象経費等

(1) 主要構造部等

宮城県産材、優良みやぎ材、県産JAS製品（集成材及び合板は除く）、県産森林認証材の使用材積に応じて下記の補助金額（1㎡当たり）を乗じた金額の合計を補助金額とする。ただし、宮城県産材と優良みやぎ材の使用材積に応じた補助金額の合計額は50万円を上限（子育て世帯又は県外からの移住世帯は75万円を上限）とする。ただし、同一部材について優良みやぎ材と県産JAS製品いずれにも該当する場合は、どちらか一方のみとする。県産JAS製品（集成材及び合板を除く）及び県産森林認証材の使用材積に応じた補助金額の上限はそれぞれ10万円とする。主要構造部材の補助金額は登録金額を上限とする。

使用材	補助金額 (1㎡当たり)	補助上限額	
		一般世帯	子育て又は 県外からの移住世帯
宮城県産材	28,000円	計500,000円	計750,000円
優良みやぎ材	8,000円		
県産JAS製品 (集成材及び合板は除く)	8,000円	100,000円	
県産森林認証材	10,000円	100,000円	
登録金額を上限とします。			

(2) 内装及び木製品配備

対象経費は木工事又は木製品配備に要する経費とし、これに下記の補助率を乗じた金額を補助金額とする。木製品も合わせて申請する場合は、内装と木製品の対象経費の合計額に下記の補助率を乗じた金額を補助金額とする。ただし、内装木質化及び木製品配備にかかる費用の合計が30万円以上のものとし、補助金額は登録金額、または30万円（子育て世帯又は移住世帯は45万円）を上限とする。

対象経費	一般世帯		子育て又は 県外からの移住世帯	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
木工事又は木製品配備に要する経費	1/2以内	300,000円	3/4以内	450,000円
登録金額を上限とします。				

第3 実績報告書に添付する証明書

実績報告書に添付する各種証明書は、使用する木材に応じて以下のとおりとする。

(1) 宮城県産材

みやぎ材利用センターが発行する宮城県産材証明書

ただし、合板又は単板積層材（LVL）等の場合は、宮城県内の合法木材供給事業者が発行する産地の記載のある出荷証明書や納品書等でも可とする。

(2) 県産JAS製品

以下の全ての書類とする。

①みやぎ材利用センターが発行する宮城県産材証明書

②JAS認定工場が発行する産地及びJASと記載された出荷証明書や納品書等（写しも可）

③JAS認定工場の認定書の写し

(3) 優良みやぎ材

みやぎ材利用センターが発行する優良みやぎ材認証書

(4) 県産森林認証材

以下の全ての書類とする。

①みやぎ材利用センターが発行する宮城県産材証明書

②宮城県内のCOC認証を受けた木材供給事業者が発行する産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書や納品書等（写しも可）

## 別記2：住宅リフォーム支援（要綱第3第1関係）

### 第1 補助金の交付対象となる基準等

下記の要件項目を全て満たすこと。

- (1) 県内に増改築等とする住宅であること。
- (2) 施工業者について、県内に本社又は支社若しくは支店があること。
- (3) 施工業者について、建設業法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている業者であること。
- (4) 事業の完了について、事業実施年度の3月31日までに主要構造部等の施工が完了し（内装等を申請する場合は対象経費の支払いが完了し）、宮城県産材、の使用量が証明書、写真又は現地調査等で確認できる状態であること。
- (5) 木材使用量について、柱材などに宮城県産材を使用する場合は3 m<sup>3</sup>以上、床下地材や内装材などに使用する場合は60 m<sup>2</sup>以上使用すること。
- (6) 申請者について、県内に増改築等する住宅の施主であること。
- (7) 申請者について、県税の滞納がないこと。
- (8) 申請者について、建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。
- (9) 申請者について、建設現場を見学会などの宮城県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できること。

### 第2 補助金額と対象経費等

宮城県産材の使用材積に応じて下記のいずれかの補助金額（1 m<sup>3</sup>当たり又は1 m<sup>2</sup>当たり）を乗じた金額を補助金額とする。ただし、いずれの場合も登録金額または20万円を上限とする。

使用木材	補助金額	補助上限額
宮城県産材	28,000円/m <sup>3</sup>	200,000円
	3,000円/m <sup>2</sup>	
登録金額を上限とします。		

### 第3 実績報告書に添付する証明書

実績報告書に添付する各種証明書は、使用する木材に応じて以下のとおりとする。

#### (1) 宮城県産材

みやぎ材利用センターが発行する宮城県産材証明書

ただし、合板又は単板積層材（LVL）等の場合は、宮城県内の合法木材供給事業者が発行する産地の記載のある出荷証明書や納品書等でも可とする。

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実施登録申請書  
(新築住宅支援)

宮城県木材協同組合 理事長 殿

令和8年度において県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築住宅支援）を実施したいので次の通り実施登録の申請をします。

1. 申請者							
ふりがな		〒	住所				
申請者氏名							
電話番号							
・申請者 確認情報等申告							
子育て世帯に該当します。（実績報告時に住民票提出）							
県外からの移住世帯に該当します。（実績報告時に移住がわかる住民票等を提出）							
申請の建物は自ら居住する新築一戸建て木造住宅です。							
県税の滞納はありません。（実績報告時に納税証明書提出）							
建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できます。							
2. 建築場所			使用工法				
3. 木工事開始予定日		4. 建て方完了予定日					
5. 施工業者名							
住所 〒							
担当者名			電話番号				
メールアドレス							
施工業者 確認情報等申告							
宮城県内に本社、支社、支店、等事業所がある。							
建設業法第3条の規定に基づく許可を受けた者である。（実績報告時に建設業法の許可証の写しを提出）							
独占禁止法に基づく排除処置命令又は課徴金納付命令を受けた者ではありません。							
暴力団等の構成員もしくは準構成員、又は過去5年以内にこれに該当した者ではありません。							
申請者等の環境はインターネットやウェブサイト等の閲覧やダウンロード等が行える環境下にあります。							
下記の日程で現地審査、立ち合いが可能である。							
6. 現地審査可能日（建て方完了後、壁がつく前の状態で現地審査が可能な日程を3つ記載）							
日程候補1		日程候補2					
日程候補3		その他					
7. 内装・木製品配備補助金申請 有無 無し							
内装	木材総使用材積	m <sup>3</sup>		木製品	木材総使用材積	m <sup>3</sup>	
	県産材使用材積	m <sup>3</sup>			県産材使用材積	m <sup>3</sup>	
	木材費				材料費+施工費		
8. 内装等の経費支払予定日							
9. 併用する補助金があれば記載 名称							

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実施登録申請書  
(リフォーム支援)

宮城県木材協同組合 理事長 殿

令和 8 年度において県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（リフォーム支援）を実施したいので次の通り実施登録の申請をします。

1. 申請者			
ふりがな		〒	住所
申請者氏名			
電話番号			
・申請者 確認情報等申告			
宮城県内に増改築等を行う施主です			
県税の滞納はありません。(実績報告時に納税証明書提出)			
工事現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できます。			
2. 建築場所		使用量計算方法	立米
3. 工事開始予定日		4. 工事完了予定日	
5. 施工業者名			
住所	〒		
担当者名		電話番号	
メールアドレス			
・施工業者 確認情報等申告			
宮城県内に本社、支社、支店、等事業所がある。			
建設業法第 3 条の規定に基づく許可を受けた者である。(実績報告時に建設業法の許可証の写しを提出)			
独占禁止法に基づく排除処置命令又は課徴金納付命令を受けた者ではありません。			
暴力団等の構成員もしくは準構成員、又は過去 5 年以内にこれに該当した者ではありません。			
申請者等の環境はインターネットやウェブサイト等の閲覧やダウンロード等が行える環境下にあります。			
下記の日程で現地審査、立ち合いが可能である。			
6. 現地審査可能日（立米計算の場合、壁がつく前、平米計算の場合、工事完了後の日程を 3 つ記載）			
日程候補 1		日程候補 2	
日程候補 3		その他	
7. 併用する補助金があれば記載		名称	















県産材利用サステナブル住宅普及促進事業登録結果通知書

登録申請者 様

宮城県木材協同組合  
理事長 米澤 光秀

年 月 日付けで申請のありました令和8年度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金については、補助金交付要綱第4の規定により応募要件に基づき審査した結果、下記の条件を付けて登録します。

登録番号	N26-001		
登録金額	主要構造部		000,000円
	内装・木製品		000,000円
	合計		000,000円

現地確認 ○月○日（○） ○：○ に実施します。  
本件は現地確認は行いません。

<注意事項>

- 1 本登録は当該事業に対する補助金を確保したものではありません。  
補助金の金額及び交付は、事業終了後の実績報告書の提出によって決定いたします。
- 2 事業完了後30日以内又は3月20日のどちらか早い日までに、要綱第6の実績報告書（別記様式第4-1又は第4-2）に必要書類を添付して提出してください。
- 3 本事業を廃止する場合は、要綱第5により別記様式第8号により、廃止届を提出してください。

**県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実績報告書  
(新築住宅支援)**

宮城県木材協同組合 理事長 殿

2026年4月1日 付で登録通知通知のありました、令和8年度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業  
(新築住宅支援) について、補助金交付要綱第6の規定に基づき、次のとおり報告します。

1.申請者		2.登録番号	
ふりがな		〒 住所	
申請者氏名			
電話番号			
3.世帯区分		一般世帯	
4.建築場所		5.使用工法	
6.木工事開始日		7.建て方完了日	
8.施工業者名			
住所 〒			
担当者名		電話番号	
メールアドレス			
9.主要構造部 実績報告		10.主要構造部補助金登録金額	
使用木材	木材使用材積	材別計算	宮城県産材比率 補助基準
主要構造部材	m <sup>3</sup>		県産材軸組60%, 枠組30%以上
うち宮城県産材	m <sup>3</sup>		1m <sup>3</sup> 28,000円
優良みやぎ材	m <sup>3</sup>		補助金額 1m <sup>3</sup> 8,000円
宮城県産材+優良みやぎ材			上限50万、子育て移住75万
県産JAS製品	m <sup>3</sup>		1m <sup>3</sup> 8,000円 上限10万
県産森林認証材	m <sup>3</sup>		1m <sup>3</sup> 10,000円 上限10万
		補助金一次計算	
		主要構造部補助金金額	
11.内装・木製品配備 実績報告		12.内装・木製品補助金登録金額	
<p>・内装・木製品の補助金は主要構造部と分けて実績報告する事も出来ます。報告区分欄を下記の通り選択して申請を行ってください。</p> <p>「同時報告」：主要構造部と内装・木製品の実績報告を同時に行う場合。</p> <p>「後日報告」：主要構造部の実績報告を先に行い、内装・木製品の実績報告は後日行う場合。</p> <p>「追加報告」：主要構造部の実績報告を終え、今回追加で実績報告する場合。</p> <p>「無し」：内装・木製品の登録申請をせず、登録を受けていない場合。</p>			
13.内装・木製品 報告区分		無し	
14.内装等の経費支払日			
内装・木製品 木材総使用材積	m <sup>3</sup>	内装・県産木材費(本体額)	
県産材使用材積	m <sup>3</sup>	木製品・県産木材費(本体額)	
県産材使用比率	%	木製品・施工費(本体額)	
・内装・木製品補助要件 主要構造材の要件を満たしていること。県産材を1m <sup>3</sup> 以上使用すること。 内装・木製品の事業費の合計が30万円以上であること。		内装・木製品事業費合計	
		内装木製品補助金額	
15.併用する補助金があれば記載 名称			

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実績報告書  
(リフォーム支援)

月 日

宮城県木材協同組合 理事長 殿

2026年4月1日 付けで登録通知通知のありました、令和8年度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業(リフォーム支援)について、補助金交付要綱第6の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 申請者		2. 登録番号		3. リフォーム登録金額	
ふりがな		〒	住所		
申請者氏名					
電話番号					
4. 建築場所			5. 計算方法		材積 (立米)
6. 工事開始日		7. 工事完了日			
8. 施工業者名					
住所 〒					
担当者名			電話番号		
メールアドレス					
9. 補助金申請額計算					
	総使用木材	県産材	県産材使用率	補助金計算	リフォーム補助金申請金額
材積	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	%		
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%		
10. 併用する補助金があれば記載 名称					

(別記様式第5-1号)

チェックリスト(新築住宅支援)

1 実績報告書に添付が必要な書類は次のとおりです。提出の前にチェックをお願いします。

提出書類	申請者 チェック
① チェックリスト (別記様式第5-1号、添付書類をチェックして添付)	<input type="checkbox"/>
② 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実績報告書(新築住宅支援) (別記様式第4-1号) ※電子メールでも送信(宛先: sasujyu@mgmokkyo.com)	<input type="checkbox"/>
③ 木びろい表(実績)(別記様式第2-4号) ※木びろい表は電子メールでも提出(宛先: sasujyu@mgmokkyo.com)	<input type="checkbox"/>
④ 県税の納税証明書(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの(原本)に限る) (宮城県内の県税事務所が発行したもの)	<input type="checkbox"/>
⑤ 施工業者の建設業法の許可証の写し	<input type="checkbox"/>
⑥ 工事請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
⑦ 世帯全員分の住民票(コピー NG) 申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 (子育て世帯又は県外からの移住世帯の割り増しを受ける場合のみ。)	<input type="checkbox"/>
⑧ 住宅の位置図	<input type="checkbox"/>
⑨ 住宅の配置図	<input type="checkbox"/>
⑩ 住宅の各階平面図	<input type="checkbox"/>
⑪ 住宅の立面図	<input type="checkbox"/>
⑫ 主要構造部材の施工中及び施工が完了した写真	<input type="checkbox"/>
⑬ 内装等の施工中と施工完了後の写真(内装の補助を利用した場合)	<input type="checkbox"/>
⑭ 木製品配備の完了写真(木製品配備の補助を利用した場合)	<input type="checkbox"/>
⑮ 県産JAS製品表示の写真(県産JAS製品を使用した場合)	<input type="checkbox"/>
⑯ 優良品やぎ材のシールが分かる写真(優良品やぎ材を使用した場合)	<input type="checkbox"/>
⑰ 振込先の口座番号等が分かる通帳(表紙及び見開き部分)の写し	<input type="checkbox"/>
⑱ 利用した木材の証明書 ・宮城県産材証明書・優良品やぎ材認証書 ・県産JAS製品の証明書・県産森林認証材の証明書	<input type="checkbox"/>

2 県産材や優良みやぎ材等を使用する部分については、使用した木材に応じて下記の証明書類が必要です（原則、原本に限る）。

（１）宮城県産材

みやぎ材利用センターが発行する宮城県産材証明書

ただし、合板又は単板積層材（LVL）等の場合は、宮城県内の合法木材供給事業者が発行する産地の記載のある出荷証明書や納品書等でも可とする。

（２）県産JAS製品

以下の全ての書類とする。

①みやぎ材利用センターが発行する宮城県産材証明書

②JAS認定工場が発行する産地及びJASと記載された出荷証明書や納品書等（写しも可）

③JAS認定工場の認定書の写し

（３）優良みやぎ材

みやぎ材利用センターが発行する優良みやぎ材認証書

（４）県産森林認証材

以下の全ての書類とする。

①みやぎ材利用センターが発行する宮城県産材証明書

②宮城県内のCOC認証を受けた木材供給事業者が発行する産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書や納品書等（写しも可）

(別記様式第5 - 2号)

チェックリスト(リフォーム支援)

1 実績報告書に添付が必要な書類は次のとおりです。提出の前にチェックをお願いします。

提出書類	申請者 チェック
① チェックリスト (別記様式第5 - 2号、添付書類をチェックして添付)	<input type="checkbox"/>
② 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実績報告書(リフォーム支援) (別記様式第4 - 2号) ※電子メールでも送信 (宛先 : sasujyu@mgmokyoo.com )	<input type="checkbox"/>
③ 県税の納税証明書(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの(原本)に限る)(宮城県 内の県税事務所が発行したもの)	<input type="checkbox"/>
④ 建築基準法による建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合のみ)	<input type="checkbox"/>
⑤ 建設場所の位置図	<input type="checkbox"/>
⑥ 住宅の配置図	<input type="checkbox"/>
⑦ 住宅の各階平面図(内装の木質化等も行う場合は、施工箇所がわかる書類) (例:平面図・立面図等に該当箇所を着色し、平米数を記載したもの)	<input type="checkbox"/>
⑧ 住宅の立面図	<input type="checkbox"/>
⑨ 木びろい表(実績)(別記様式第2 - 7号) ※電子メールでも送信 (宛先 : sasujyu@mgmokyoo.com )	<input type="checkbox"/>
⑩ 施工業者の建設業法の許可証の写し	<input type="checkbox"/>
⑪ 工事請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
⑫ 振込先の口座番号等が分かる通帳(表紙及び見開き部分)の写し (通帳の無い銀行の場合口座番号等がわかる画面のコピー)	<input type="checkbox"/>
⑬ 併用する補助金の概要が分かる書類(併用する補助金がある場合のみ)	<input type="checkbox"/>
⑭ 宮城県産材証明書	<input type="checkbox"/>
⑮ 主要構造部の施工中及び施工完了後の写真	<input type="checkbox"/>
⑯ 内装等の施工中と施工完了後の写真	<input type="checkbox"/>

2 県産材や優良品やぎ材等を使用する部分については、使用した木材に応じて下記の証明書類が必要です（原則、原本に限る）。

（1）宮城県産材

みやぎ材利用センターが発行する宮城県産材証明書

ただし、合板又は単板積層材（L V L）等の場合は、宮城県内の合法木材供給事業者が発行する産地の記載のある出荷証明書や納品書等でも可とする。

令和 年 月 日

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付決定通知書

申請者 殿

宮城県木材協同組合

理事長 米 澤 光 秀

貴殿より提出のあった県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実績報告書について、審査の結果、県産材利用サステナブル住宅普及促進事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認められることから、下記金額で補助の決定がなされましたので通知します。

記

登録番号

補助金決定額

円

<注意事項>

- 1 本補助金の交付に関する書類は、事業の完了した翌年度から5年間保管してください。
- 2 本補助金の交付は、当該住宅の性能を担保するものではありません。

令和 年 月 日

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金不採択通知書

申請者 殿

宮城県木材協同組合

理事長 米 澤 光 秀

貴殿より提出のあった県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実績報告書について、審査の結果、県産材利用サステナブル住宅普及促進事業の内容及びこれに付した条件に適合しない認められることから、不採択と決定しましたので通知します。

記

登録番号

令和 年 月 日

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業廃止申請書

宮城県木材協同組合 理事長 殿

申請者 住 所  
氏 名

年 月 日付けで登録結果通知のありました県産材利用サステナブル住宅普及促進事業について、下記のとおり事業を廃止したいので県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱第5に基づき申請します。

記

- 1 登録番号
- 2 廃止の理由（詳しく記載願います）